

令和元年12月24日

豊田市長  
太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会

会長 柿島 喜重



令和2年度豊田市国民健康保険税率等について（答申）

令和元年8月8日に、貴職から諮問を受けた標記のことについて、令和元年8月8日、11月28日及び12月19日の3回にわたり、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

# 答申書

令和元年度

豊田市国民健康保険運営協議会

## 第 1 審議経過

当協議会は、令和元年 8 月 8 日に貴職から令和 2 年度豊田市国民健康保険税率等（以下、「保険税率」という。）について意見を求められた。

### 1 背景

国民健康保険事業の運営が、平成 30 年度から都道府県単位化されたのに伴い、県が市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「納付金」という。）や国などからの公費をもとに、国保財政を運営するしくみに変わった。

そのため市町村は、納付金を納めるために、必要な保険税率を決め、賦課・徴収することとなり、納付金が保険税率を決めるための重要な要素となつた。

### 2 審議内容

#### (1) 納付金の仮算定結果（令和元年 11 月 19 日）

本市に割り当てられた激変緩和措置後の納付金は 104 億円余で、市町村ごとに交付される公費等の見込の 12 億円余と現行の保険税率で試算した保険税等収納見込額の 78 億円余を差し引くと、13.1 億円の不足が生じる見込みである。

なお、確定額である本算定結果が公表されるのが、令和 2 年 1 月中旬以降のため、仮算定結果により、協議した。

#### (2) 不足額の対応

「保険税率」、「国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

#### (3) 審議の中で確認及び協議した事項

ア 平成 30 年度愛知県決算における剰余金の取扱い、納付金のしくみ（算定方法、激変緩和措置の動向）、保険税収納必要額の算定方法について確認した。

イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。

ウ 被保険者数・世帯数の将来予測について、年々減少していくことを確認した。

エ 本市における一人あたり保険給付費の将来予測について、年々増加していくことを確認した。

オ 本市の令和元年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。

カ 令和 2 年度保険税率を検討する上の論点について確認した。

キ 不足分の確保の方法として、保険税率改定案（A 案（自然増分と不足分※の 4 分の 1 を引上げ）、B 案（自然増分と不足分※の 8 分の 1 を引上げ）、C 案（自然増分を引上げ）、D 案（据置き））ごとの一人当たりの保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保険税額シミュレーションを行い、協議した。

※不足分は激変緩和措置されている額

- ク 納付金の本算定結果提示後の予算編成の考え方について協議した。
- ケ 保険税率の見直しサイクルについて協議した。
- コ 保険税率改定以外の取組について協議した。
- サ 保険税滞納世帯の状況について確認した。

## 第2 答申内容

### 1 令和2年度保険税率について

次のとおりとすることが適當である。

#### (1) 令和2年度の保険税率（案）

- ア 自然増分と不足分（激変緩和措置されている額）の8分の1の額を保険税で賄う。
- イ 医療分について、所得割のみを改定し、一人当たり2,400円（2.4%）程度を引き上げる。
- ウ 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、据え置きとする。

#### (2) この案とする理由

- ア 加入者の高齢化や医療の高度化による自然増の影響及び県の激変緩和措置の段階的縮小（令和5年度終了）の影響を受けるため、中長期でみると、保険税率を段階的に上げていかないと、県の激変緩和措置終了時や保険税の県内統一時に大幅な引上げが必要になる。
- イ 県の激変緩和措置が終了する令和5年度までの4年間で保険税率を改定する案の場合だと、単年の引上げ幅が大きくなるため、その2倍の8年間をかけ、緩やかに引上げを実施する。
- ウ 低所得者に配慮するため、所得割のみの改定とし、引上げ幅は今年度の税率改定と同水準とする。
- エ 後期高齢者支援金分と介護納付金分は、県内市町村の平均的な保険税水準にある。

### 2 令和2年度納付金本算定結果提示後の予算編成の考え方

#### (1) 納付金が仮算定から増額した場合

- ア 増額が基金残高の範囲内の場合は、令和2年度当初予算には反映せず、令和2年度に補正予算で対応する。
- イ 増額が基金残高を超える場合は、再協議を実施する。

## (2) 納付金が仮算定から減額した場合

令和2年度当初予算には反映せず、令和2年度に減額補正する。

## 3 令和2年度以降の基金の考え方（案）

次のとおりとすることが適当である。

### (1) 基金規模（保有額）

納付金の5%と保険税率引上げ幅を緩やかにするために必要な額（本来の保険税水準に達するまでの間）とする。

### (2) 基金の活用

- ア 保険税の急激な上昇の緩和（本来の保険税水準に達するまでの間）
- イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整
- ウ 納付金の変動による負担上昇の際の保険税の平準化
- エ 災害等想定外の事象等による税収見込み違いへの対応

### (3) 基金の積立

積立の財源は、決算剰余金の一部及び一般会計からの繰入により充てる。

基金取崩し後、基金規模（保有額）が確保できるように積立を実施する必要がある。具体的な方法については、本市の財政状況等を踏まえ、過大な投入とならないよう、令和2年度以降に妥当な基金規模（保有額）を慎重に検討することが必要である。

## 4 令和2年度以降の一般会計からの法定外繰入基準（案）

原則、市の施策による次のものとすることが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例保険税減免分
- ウ 基金積立

※出産育児一時金の一部及び葬祭費分、安定維持分の法定外繰入は廃止する。

## 5 保険税率の見直しサイクルについて

毎年提示される納付金は、保険税率の改定が必要か否かを決める重要な要素となることから、当分の間は、毎年納付金の算定結果を検証するとともに、保険税率等の見直しを行うことが適当である。

## 第3 その他付帯意見

次の4点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、保険税の滞納削減に向けた取組並びに生活習慣病予防の取組及びレセプト点検等の医療費適正化など、保険者としてより一層の経営努力が必要である。

- 2 一般会計からの繰入による赤字補てんは、削減・解消に向けて努力することが必要である。
- 3 納付金についての変動要因が多くあり、自然増分と不足分は、毎年度変動することが想定されるため、保険税率等の方向性を一旦決めたとしても、令和3年度分以降も、必要により再協議を実施し、見直しすることが必要である。
- 4 国県に対し、納付金算定の見直し、激変緩和措置の継続を含めた国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求めることが必要である。